

## 業務の 概要

- ✓ 農林水産本省は、令和3年2月に、「選手村における日本産食材提供による魅力発信業務」に係る請負契約（本件契約）を、スターゼン株式会社（会社）との間で随意契約により締結
- ✓ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に設置される飲食提供施設において、国産豚肉を使用したメニューが提供されるようにすることにより、高品質な日本産食材を体験した選手にその魅力を世界に発信してもらうことが業務の目的
- ✓ 業務内容は、国産豚肉を調達し、選手村において飲食提供等の業務を行う業者（フードサービス業者）が求める基準等を満たすよう加工し、加工した国産豚肉計6,264kgの保管をすることなど
- ✓ 3年4月に契約金額全額（1914万円）を会社に支払

## 検査の 結果

- ✓ 会社は、本件契約の締結前から、フードサービス業者との間で、飲食提供施設で使用される畜産物の納入に関する契約（畜産物納入契約）を締結
- ✓ 農林水産本省は、**2年11月頃**、畜産物納入契約を前提として、会社との間で、飲食提供施設に納入が予定されていた外国産豚肉の一部11,215kgを国産豚肉に切り替えるために、次の点等について**口頭で合意**
  - 会社は加工前の国産豚肉を調達して加工、保管し、大会が終了する**3年9月まで**、フードサービス業者が指定する倉庫へ**逐次納入**
  - 農林水産本省は、外国産豚肉を国産豚肉に切り替えることに伴い生ずる調達、加工、保管、納入等に要する費用の増加額（**調達差額**）等を会社に支払う
- ✓ 農林水産本省は、本件契約を構成する主要な事項について、合意した内容とは**異なる内容**の契約書を作成
  - ⇒調達差額1494万円について、国産豚肉の調達、加工、保管等に要する費用であると装うこととしたとしていて、契約書に記載された国産豚肉の数量6,264kgについても架空のもの
  - ⇒業務を実施する期間を契約締結日から同年3月31日までとし、同年**4月以降**に実施する**業務は発生しないことを装うこととしたとしている**
- ✓ 本件契約の検査職員は、国産豚肉の調達が完了しておらず、加工や保管は行われていないなどの状況にあるにもかかわらず、3年3月31日に、**事実と異なる内容を記載した検査調書**を作成
- ✓ このような事態は、会計法令に違反して著しく適正を欠いていた

# 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村に提供する 国産豚肉の調達等に係る契約（不当事項）

農林水産本省  
1914万円(指摘金額)

## 業務の概要

- 農林水産本省は、令和3年2月に大会の選手村における食材（国産豚肉）提供に係る請負契約を会社との間で締結
- 高品質な日本産食材を体験した選手からその魅力を世界に発信してもらうことが目的

- 契約前に合意した内容
- 会社は加工前の国産豚肉を調達して加工、保管し、大会が終了する3年9月まで、フードサービス業者が指定する倉庫へ逐次納入
  - 農林水産本省は、外国産豚肉を国産豚肉に切り替えることに伴い生ずる調達等に要する費用の増加額（調達差額）等を会社に支払う

## 検査の結果

### （1）合意した内容と異なる内容の契約書を作成していた事態

農林水産本省は、本件契約を構成する主要な事項について、**合意した内容**、すなわち、**実際に実施することを予定していた内容とは異なる内容の契約書を作成**

合意した内容と契約書の記載内容との主な異同点

本件契約を構成する主要な事項	合意した内容	契約書の記載内容
契約の目的	外国産豚肉11,215kgを国産豚肉に切り替えて納入すること  【実施する業務の内容】 ・国産豚肉の調達 ・調達した国産豚肉の加工 ・加工した国産豚肉の保管 ・保管した国産豚肉の納入 ・報告書の作成 等	国産豚肉を調達し、加工して、加工後のもの6,264kgを保管すること  【実施する業務の内容】 ・国産豚肉の調達 ・調達した国産豚肉の加工 ・加工した国産豚肉の保管 ・報告書の作成 等
契約金額 (契約金額の構成要素)	外国産豚肉11,215kgを国産豚肉に切り替えて納入することに伴い必要となる調達、加工、保管、納入等に要する費用の増加額等	国産豚肉6,264kgを保管するのに必要となる調達、加工、保管等に要する費用等
履行期限 (業務を実施する期間)	大会が終了する令和3年9月 (業務開始を予定している同年2月頃から大会が終了する同年9月まで)	3年3月31日 (契約締結日である同年2月16日から同年3月31日まで)

#### 【国産豚肉の数量や契約金額の構成要素】

- ・ 契約内容が簡潔になるよう、合意した内容とは異なる内容に置き換えていた  
⇒外国産を国産に切り替えることに伴い生ずる調達差額1494万円について、国産豚肉の調達、加工、保管等に要する費用に装った  
⇒契約書上の国産豚肉の数量6,264kgについては架空のもの

#### 【実施する業務の内容及び業務を実施する期間】

- ・ 期間を契約締結日から3年3月31日までとし、同年4月以降に実施する業務は発生しないことを装った
- ・ 合意した内容の一部であり、国産豚肉を提供する上で不可欠となる国産豚肉の納入を含めていなかった

### （2）契約書に記載された業務の履行が完了したこととして検査調書を作成していた事態

- ・ 3年3月31日時点で、国産豚肉の調達は一部行われていたが、加工は開始されておらず、加工後の状態で保管されている国産豚肉はなかった
- ・ 検査職員は、このような状況にもかかわらず、業務の履行の完了を確認したこととして、**事実と異なる検査調書を作成**

⇒ （1）（2）の事態は、会計法令に違反していて著しく適正を欠いていた

